

## 【再生輸送業指定（指定更新）申請に関する提出書類記入要領】

1. 書類の作成は原則としてパソコンで行うものとし、1ページに収まらないときはページの追加を行うこと。手書きで作成するときは、黒のボールペン（消えるボールペンの使用は不可。）を用いて、楷書で明瞭に記入すること。
2. 公的証明書は、申請日から3か月以内に発行されたものを添付すること。
3. 提出書類は、この要領に記載の順に穴あきA4ファイルに綴じて正副2部を提出すること。（正本には「写し」と記載のあるもの以外は原本（代表者印や公印の押印のあるもの）、副本はコピー可。）
4. A4ファイルの表紙及び背表紙に件名「一般廃棄物再生輸送業指定(指定更新)申請」及び社名を記載すること。（シール添付可）

提出書類	
1. 一般廃棄物再生輸送業指定（指定更新）申請書（様式第1号）	
2. 添付書類	
会社定款の写し 登記簿謄本	<b>【法人】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・会社定款の写し (法務局に届出済の最新のもの)</li><li>・商業・法人登記事項全部証明書（法務局）</li></ul> <b>【個人】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・省略</li></ul>
納税証明書	<b>【法人】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・直近1年分の法人市民税納税証明書（市役所）</li><li>・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の3）（税務署）</li></ul> <b>【個人】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・直近1年分の市・府民税納税証明書（市役所）</li><li>・「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の2） (税務署)</li></ul>
再生活用を行う施設に搬入される根拠となる書類	<b>【再生活用業者が自ら行う再生輸送業の場合】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・他市から交付された一般廃棄物再生活用（利用）業指定証の写し（申請日現在で有効なもの）</li></ul> <b>【再生活用業者から委託を受けて行う再生輸送業の場合】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・当該契約書の写し</li></ul>

門真市に登録しようとする 自動車その他器材の明細	<b>【法人・個人共通】</b> 別添「2-1」に記載 別添「2-2」に記載 (登録車両のカラー写真等添付)
排出者名簿 ※更新の場合のみ必要	<b>【法人・個人共通】</b> 別添「3」に記載
従業員名簿	<b>【法人・個人共通】</b> 別添「4」に記載
営業所、出張所の所在地及 び車庫の見取図	<b>【法人・個人共通】</b> 別添「5-1」に記載 (次のいずれかを添付) ・不動産登記事項全部証明書(自己所有) ・契約書の写し等(他者所有) 別添「5-2」に記載 (※地図の添付や直接印刷可)
住民票の写しの原本 (本籍(国籍)及び筆頭者 記載のもの)	<b>【法人】</b> ・商業登記簿役員欄に記載のある者(市役所) <b>【個人】</b> ・代表者本人のみ(市役所)
車検証の写し	<b>【法人・個人共通】</b> ・いずれも申請日現在で有効なもの ・任意保険証の写しは補償内容がわかるもの
自賠責保険証の写し	
任意保険証の写し	
運転免許証の写し ※登録車両を運転する者の み	<b>【法人・個人共通】</b> ・表裏の写し ・申請日現在で有効なもの
欠格要件及び暴力団排除条 例に基づく誓約書	<b>【法人・個人共通】</b> 別添「6」に記載

- ◆提出場所 〒571-8585 門真市中町1番1号 門真市役所本館2階  
環境政策課環境政策G  
(問合せ先) TEL: 06-6902-6490 FAX: 06-6905-3264  
メールアドレス: kan02@city.kadoma.osaka.jp
- ◆提出方法 電話連絡後に、提出場所へ直接持参又は郵送